

外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所における閲覧規則を定める件（平成十年三月大蔵省告示第百三三号）

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）第六条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所における閲覧規則を次のように定め、平成十年四月一日から適用する。

（総則）

第一条 外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿（以下「名簿」という。）の閲覧の場所（名簿の閲覧の申出及びその閲覧を行わせるため財務大臣が指定した場所をいう。以下「閲覧所」という。）における当該名簿の閲覧は、この規則による。

（閲覧所の定期休日）

第二条 閲覧所の定期休日は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日とする。ただし、日本銀行の本店又は支店を閲覧所とする場合は、当該本店又は支店において公表する日とする。

（閲覧時間）

第三条 名簿の閲覧時間は、午前九時三十分から午後零時まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、日本銀行の本店又は支店を閲覧所とする場合は、当該本店または支店において公表する時間とする。

（閲覧所の臨時休日等）

第四条 名簿の整理その他必要がある場合は、前二条の規定にかかわらず、臨時に休日を設け、または閲覧時間の短縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

（閲覧申出書の提出等）

第五条 名簿の閲覧を希望する者が当該名簿の閲覧をしようとするときは、当該名簿の閲覧を希望する者は、閲覧所の窓口に備付けの閲覧申出書に、氏名及び住所その他必要な事項を記入した上で、当該閲覧所の窓口の担当者（以下「担当者」という。）に提出しなければならない。

第六条 担当者は、前条の規定により閲覧申出書を受理したときは、当該閲覧申出書に記入すべき事項を確認の上、閲覧申出人（当該閲覧申出書を担当者に提出した者をいう。以下同じ。）に名簿を閲覧させるものとする。

（閲覧の取扱い等）

第七条 名簿の閲覧は、無料とする。

第八条 名簿は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

第九条 閲覧申出人は、閲覧に供された名簿を汚損又はつづりかえをしてはならない。

（閲覧の拒否）

第十条 担当者は、次の各号の一に該当する者の閲覧を禁止し、又は停止することができる。

- 一 この規則又は担当者の指示に従わない者
- 二 名簿を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（名簿の返納）

第十一条 閲覧申出人は、名簿の閲覧を終えたとき又は閲覧時間が終了したときは、速やかに当該名簿を担当者に返納し、その確認を得なければならない。